

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地  
氏名 中部第一輸送株式会社  
〔法人にあつては名称〕 代表取締役 森 敏彦 様  
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する  
~~第14条の2第1項~~

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 平成 30年 8月 31日

許可の有効年月日 平成 35年 7月 31日

1. 事業の範囲

(1)積替え・保管を含まず

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上16種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

(2)積替え・保管を含む

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)所在地 名古屋市港区空見町35番地先

種類 汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

保管能力 面積 315m<sup>2</sup>

保管上限 866m<sup>3</sup>

以下余白

(2)所在地 名古屋市港区空見町35番地先  
種類 汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ  
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

保管能力 面積 420m<sup>2</sup>  
保管上限 1300m<sup>3</sup>

以下余白

3. 許可の条件  
該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成10年 7月31日 新規許可  
平成15年 8月 1日 更新許可  
平成20年 8月15日 更新許可  
平成25年 6月28日 更新許可  
平成30年 8月31日 更新許可  
以下余白

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無  
以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ②無  
以下余白

#### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。